

## 相続税 R4 平成 28 年相続税改正対応版 (Ver.16.10) の予定

平成 28 年分の相続税の申告書および財産評価明細書に対応した「相続税 R4 平成 28 年相続税改正対応版 (Ver.16.10)」のリリース予定について、以下のとおりご連絡します。

このプログラムは、平成 28 年 1 月 1 日以降に発生した相続、遺贈、または贈与により取得した財産の評価および相続税の申告に使用していただけます。平成 28 年 1 月 1 日以降の贈与税の申告には対応していません。

なお、以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラムと対象バージョン
2. リリース時期 (予定)
3. 改正の内容について
4. システムの主な対応内容 (税制改正関係) (予定)
5. システムの主な対応内容 (機能改善関係) (予定)
6. バージョンアップ後の確認事項
7. フォルダー構成

### 1. 発行プログラムと対象バージョン

システム名	リリースバージョン	バージョンアップ対象
相続税 R4	Ver. 16. 10	Ver. 15. 10 / 15. 10a / 15. 11 / 15. 20 / 15. 20a / 15. 21 / 15. 22 / 15. 2. e1 / 15. 30 / 15. 31 / 15. 32 / 15. 3. e2

※Ver.16.10 へのバージョンアップ時にライセンス認証が必要になります。

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末台数分の [ネットワーク基本ライセンス クライアント版] が必要です。これらをインストールすることによりアプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

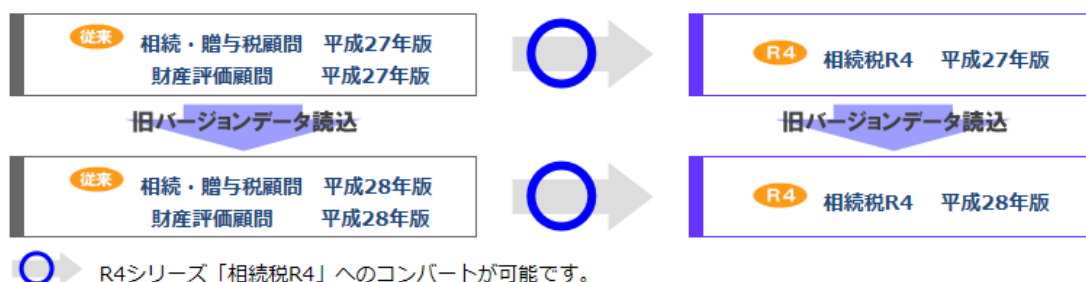
※相続税 R4 (Ver.15) のデータを Ver.16.1 で継続使用する場合は、[保守] タブ → [旧バージョンデータ読込] を行います。

なお、旧バージョンデータ読込を行っても Ver.15 のデータは残ります。

R4 コンバーター	コンバート先 (相続税 R4)	コンバート元 (旧製品)
Ver. 3. 50	Ver. 16. 1	相続・贈与税顧問 : Ver.H28.10 財産評価顧問 : Ver.H28.10
	Ver. 15. 3	相続・贈与税顧問 : Ver.H27.10、H27.20、H27.21、H27.30 財産評価顧問 : Ver.H27.10
	Ver. 14. 3	相続・贈与税顧問 : Ver.H26.10、H26.20、H26.30 財産評価顧問 : Ver.H26.10
	Ver. 13. 1	相続・贈与税顧問 : Ver.H25.10、H25.20 財産評価顧問 : Ver.H25.10、H25.11

※コンバートを行う環境には、上記バージョンの旧製品プログラムがセットアップされている必要があります。

※旧製品の平成 27 年版データを相続税 R4 平成 28 年版へ直接コンバートすることはできません。



## 2. リリース時期（予定）

### 2-1. E i ボードダウンロードマネージャーの公開

2016年9月6日（火）

### 2-2. マイページのダウンロード公開

2016年9月6日（火）

### 2-3. オプションのCD保守契約の場合（送品開始日）

- ・インターKX 相続税 R4 : 2016年9月16日（金）
- ・相続税顧問 R4 : 2016年9月16日（金）

### 2-4. R4コンバーター E i ボードダウンロードマネージャー/お役立ちToolsの公開

2016年8月31（水）

## 3. 改正の内容について

システムに関する改正の内容は、次のとおりです。

### 3-1. 相続税 改正の内容

#### ■社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴うマイナンバー（個人番号）の記載について

マイナンバー制度の導入により、平成28年1月1日以降に相続や遺贈によって財産を取得した人が、相続税の申告書を提出する場合は、申告書にマイナンバーを記載する必要があります。また、マイナンバーを記載した申告書を提出する際は、税務署で本人確認（番号確認及び身元確認）を行うため、申告書に記載された各相続人等の本人確認書類の写しを添付する必要があります（各相続人等のうち税務署の窓口で申告書を提出する方は、ご自身の本人確認書類の写しの添付に代えて、本人確認書類を提示していただいても構いません。）。

#### ■マイナンバー（個人番号）記載対象書類の見直しについて

平成28年度税制改正による「マイナンバー記載の対象書類の見直し」の「施行日前においても、運用上、個人番号の記載がなくとも改めて求めない」との記載に基づき、国税庁では、法施行日（平成29年1月1日）前においても、マイナンバーの記載を要しないこととされた書類については、マイナンバーの記載がなくとも改めて記載を求めることなく取受することとされています。また、法施行日前から個人番号欄のない様式を使用することとされています。

※この見直しに伴い、「相続税延納申請書」の「番号」（個人番号、法人番号）欄が「法人番号」欄に変更されました。

《参考》国税庁のホームページ

- ◆ 社会保障・税番号制度<マイナンバー>相続税・贈与税に関する FAQ

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/FAQ/souzokuzouyo.htm>

- ◆ 平成 28 年度税制改正によるマイナンバー（個人番号）記載対象書類の見直しについて（改正内容のお知らせ）

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/jizenjyoho/kaisei/280401.htm>

■相続税の申告書等様式変更

平成 28 年分用の様式に変更された申告書等は、次のとおりです。

- ・ 欄外右側が（平成 28 年分以降用）に変更されました（「第 8 の 2 表の付表 3」を除く）。
- ・ 「第 4 表の付表」が削除され、「第 4 表の 2」が新設されました。

表番号	表名
第 1 表、第 1 表（続）	相続税の申告書
第 1 表の付表 1	納税義務等の承継に係る明細書（兼相続人の代表者指定届出書）
第 4 表	相続税額の加算金額の計算書
第 4 表の 2	暦年課税分の贈与税額控除額の計算書
第 8 の 2 表の付表 3	非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例相続非上場株式等の明細書（平成 27 年分以降用）
第 1 表、第 1 表（続）	相続税の修正申告書
相続税延納申請書	

《参考》国税庁のホームページ

- ◆ 相続税の申告書等の様式一覧（平成 28 年分以降用）

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/h28.htm>

- ◆ 相続税の申告のしかた（平成 28 年分用）

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku/shikata-sozoku2016/index.htm>

■相続税延納申請書 利子税の割合「特例割合」の変更

特例割合が平成 28 年 1 月 1 日から変更になりました。

不動産等の割合	延納相続税額	延納申請年数(最高)	利子税の割合	特例割合	
				平成 28 年以降	平成 27・26 年
75%以上	不動産等に係る税額	20 年以内	3.6%	0.8%	0.9%
	動産等に係る税額	10 年以内	5.4%	1.3%	1.4%
50%以上 75%未満	不動産等に係る税額	15 年以内	3.6%	0.8%	0.9%
	動産等に係る税額	10 年以内	5.4%	1.3%	1.4%
50%未満	立木に係る税額	5 年以内	4.8%	1.1%	1.2%
	その他の財産に係る税額		6.0%	1.4%	1.5%

### 3-2. 財産評価 改正の内容

#### ■取引相場のない株式等の評価（純資産価額方式における法人税額等相当額）

平成 28 年度税制改正において、法人税率の改正が行われたことに伴い、純資産価額方式における「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」の算定に用いる「法人税率等の合計割合」が 38% から 37% に改正されました。

改正に伴い、取引相場のない株式（出資）の評価明細書 第 5 表、第 8 表の「評価差額に対する法人税額等相当額」欄が変更になりました。

相続、遺贈または贈与による財産の取得	法人税率等の合計割合
平成 28 年 3 月 31 日以前	38%
平成 28 年 4 月 1 日以降	37%

#### ■取引相場のない株式（出資）の評価明細書 第 1 表～第 8 表

帳票の欄外右側（平成 28 年 4 月 1 日以降用）に変更されました。

区分	使用する様式
平成 28 年 3 月 31 日までに相続、遺贈又は贈与により取得した財産	平成27年4月1日以降用
平成 28 年 4 月 1 日以降に相続、遺贈又は贈与により取得した財産	平成28年4月1日以降用

《参考》国税庁のホームページ

◆ 取引相場のない株式（出資）の評価明細書

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/hyoka/annai/1470-01.htm>

## 4. システムの主な対応内容（税制改正関係）（予定）

税制改正に伴うシステムの主な対応内容は以下のとおりです。

### 4-1. 案件基本情報登録 被相続人の個人番号表示欄の追加（相続税）

相続税の申告書 第 1 表に被相続人の個人番号の記載欄が追加されたことに伴い、[案件基本情報登録]の「被相続人情報」に「個人番号」の表示を追加して、[共通基本情報]で入力された個人番号をマスク表示します。

個人番号入力あり

個人番号

個人番号入力なし

個人番号

※案件基本情報の「個人番号」欄は、税目が「相続税」の場合に表示されます。

税目が、「財産評価」、「贈与税」の場合は表示されません。

### 4-2. 相続税の申告書 変更帳票の対応

平成 28 年分以降用の帳票に対応して、印刷フォーム、入力画面などを変更します。

帳票の主な変更点は次のとおりです。

変更帳票	変更内容
第 1 表	<ul style="list-style-type: none"> <li>欄外右上の帳票 ID が「FD3555」(続)は「FD3556」に変更</li> <li>欄外右側（平成 28 年分以降用）に変更</li> <li>各人の合計/財産を取得した人の氏名欄の下に「個人番号又は法人番号」欄の追加</li> <li>暦年課税分の贈与税額控除額<sup>⑫</sup>（第 4 表 2<sup>⑬</sup>）→（第 4 表の 2<sup>⑰</sup>）に転記元が変更</li> <li>税務署整理欄の項目変更</li> <li>作成税理士欄の枠が横長に変更、書面提出欄の配置変更</li> </ul>
第 1 表（続）	
第 1 表修正申告書	
第 1 表（続）修正申告書	
第 1 表（続）修正申告書	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務所所在地、電話番号、事務所名、税理士登録区分、税理士名など 4 行の印刷を 2 行の印刷に変更</li> </ul>

第1表の付表1	<ul style="list-style-type: none"> <li>欄外右側が（平成28年分以降用）に変更</li> <li>下部欄外の注意書きの削除</li> </ul> <p>※第1表の付表1は、[相続人情報登録]の「相続人情報」で「死亡相続人」にチェックが付いている場合に作成できます。</p>
第4表	<ul style="list-style-type: none"> <li>帳票タイトル「相続税額の加算金額の計算書 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書」→「相続税額の加算金額の計算書」に変更</li> <li>欄外右側が（平成28年分以降用）に変更</li> <li>「2 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書」欄の削除（「第4表の2」へ移動）</li> <li>「2 加算の対象とならない相続税額の計算（管理残額がある場合）」欄が追加（旧「第4表の付表」から移動）</li> </ul>
第4表の2	<p>新設（「第4表の付表」が削除）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧第4表「2 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書」欄が移動</li> <li>相続開始の年の前年分が「特例贈与財産」、「一般贈与財産」の記載欄に変更</li> </ul>
第8表の2表の付表3	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 特例相続非上場株式等の明細欄の注意書き2の追加</li> <li>3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算の注意書き削除</li> </ul>
相続税延納申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名欄下 番号記載欄の名称変更「番号」→「法人番号」</li> <li>※延納を申請する人が法人の場合は、「法人番号」を印刷します。個人番号は印刷されません。</li> <li>「特例割合」の変更</li> <li>税務署整理欄の項目変更</li> </ul> <p>※相続税延納申請書は、[相続人情報登録]の「相続人情報」で「延納申請：申請する」が選択されている場合に作成できます。</p>

#### 4-3. 取引相場のない株式(出資)の評価明細書（財産評価）

第5表、第8表「評価差額に対する法人税額等相当額」の法人税率等の合計割合（率）を、課税時期で切り替えて表示します。

- 第1表 課税時期 平成28年3月31日以前：38%
- 第1表 課税時期 平成28年4月1日以後：37%

※第1表～第8表を（平成28年4月1日以降用）の様式で印刷します。

##### ▼第1表 課税時期

財産コード ※	評価種類	細目	利用区分・銘柄等	1株当たりの評価額	財産名称	課税時期
41 01 0001	取引相場のない株式	サンプル株式会社	原則評価	2,861	サンプル株式会社	平成28年09月18日
		配当還元		336		

概要	株主及び評価方式の判定②	少数株主所有者の評価方式の判定③	会社の
会社名	(電話番号 03 - 3456 - 0000)		所在地
代表者氏名	サンプル 一郎		6-8-9
課税時期 ※	平成28年 9月18日		
直前期	目 至		事業内容
	平成27年 4月 1日 ~ 平成28年 3月31日		取扱品目及び製造卸売・小売等の区分
特定評価会社	<input type="radio"/> 開業前 <input type="radio"/> 休業中 <input type="radio"/> 清算中 <input type="radio"/> その他		業種目番号
			取引金額構成比 %
			紳士服卸売業 72 100.0
			0.0
			0.0

第1表の「課税時期」が平成28年4月1日以後のときは、第5表、第8表に「37%」と表示される

## 5. システムの主な対応内容（機能改善関係）（予定）

機能改善等の主な対応内容は、以下のとおりです。

### 5-1. 未分割財産の計算方法「穴埋め方式」の対応（相続税）

相続財産が未分割である場合の課税価格の計算方法について、当システムで対応している「積上げ方式」に加え、「穴埋め方式」にも対応します。

■処理初期値設定／案件基本情報 計算方法の追加

[処理初期値設定]、[案件基本情報]の[処理設定]タブに、「未分割財産がある場合の計算方法」の選択を追加します。

▼処理初期値設定

計算方法	
分割財産を考慮する(穴埋め方式) (初期値)	分割財産、生前贈与財産および未分割財産の合計額が法定相続分(相続人情報登録の未分割割合)になるように、未分割財産をあん分し、課税価格を算出します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>分割財産、生前贈与財産の価額が、相続財産の総額に対する法定相続分の割合に応ずる価額に等しい相続人および超える相続人については、未分割財産に係る相続分はないものとして課税価格を計算。</li> <li>分割財産、生前贈与財産の価額が、相続財産の総額に対する法定相続分の割合に応ずる価額に満たない相続人については、その満たない範囲内において、その未分割財産に係る相続分を有するものとして課税価格を計算。</li> </ul>
分割財産を考慮しない(積上げ方式)	未分割財産を法定相続分(相続人情報の「未分割割合」)であん分して、課税価格を算出します。 ※従来の計算方法です。旧バージョンデータ読込や相続・贈与税顧問からコンバートしたデータの場合は、「積上げ方式」が設定されます。必要に応じて見直してください。
超過特別受益者がいる場合の計算方法(穴埋め方式の計算方法)	
具体的相続分基準(取得価額) (初期値)	超過特別受益者以外の相続人が、超過特別受益額を各人の取得価額の割合であん分して負担する計算方法です。
本来的相続分基準(相続割合)	超過特別受益者以外の相続人が、超過特別受益額をその本来的相続分に応じ、法定相続割合(相続人情報の「未分割割合」)であん分して負担する計算方法です。

■超過特別受益者がいる場合とは

被相続人から遺贈または生前贈与を受けた特別受益者がいる場合は、被相続人が相続開始のときに有していた財産の価額に、生前贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし(「みなし相続財産」という)、みなし相続財産の価額に指定または法定の相続分率を乗じた各相続人の相続分額を計算した結果、特別受益者の受益額が相続分額を超過する者がいる場合になります。  
 ※その超過額は、他の相続人で負担の配分をすることになります。

■第 11 表 未分割財産の計算タブの追加

第 11 表の従来の画面を [第 11 表合計表・第 15 表細目別財産] タブに変更して、[未分割財産の計算] タブを追加します。なお、「未分割財産の計算」の印刷には対応していません。

[未分割財産の計算] タブは、次のすべてに該当する場合に選択できます。

- ・案件基本情報の [処理設定] で「分割財産を考慮する (穴埋め方式)」が選択されている。
- ・相続人 (相続人情報登録「相続人区分」の「相続人」にチェックあり) が 2 人以上いる。
- ・未分割財産がある (第 11 表合計表 未分割財産の価額② (各人の合計) > 0)。

▼第 11 表 入力画面

分割財産を考慮しない (積上げ方式)

合計表		(各人の合計)		1		2		3	
		差額		配偶者 A		子 B		子 C	
分割財産の価額 ①	80,000,000			20,000,000	60,000,000				0
未分割割合であん分した額									
未分割財産の価額 ②	120,000,000	0		60,000,000	30,000,000	30,000,000			30,000,000
取得財産の価額 ③	200,000,000			80,000,000	90,000,000	30,000,000			30,000,000
細目別 (第 15 表) の合計額									
未分割財産の価額 ②	120,000,000	0		60,000,000	30,000,000	30,000,000			30,000,000
取得財産の価額 ③	200,000,000			80,000,000	90,000,000	30,000,000			30,000,000
細目別 (第 15 表)									
土地									
宅地									
分割財産	0			0	0	0			0
未分割	100,000,000	0		50,000,000	25,000,000	25,000,000			25,000,000
取得財産	100,000,000			50,000,000	25,000,000	25,000,000			25,000,000

分割財産を考慮する (穴埋め方式)

▼第 11 表合計表・第 15 表細目別財産

分割財産を考慮する (穴埋め方式)

[未分割財産の計算] タブの「未分割財産の価額 (17)」から「未分割財産②」に転記

合計表		(各人の合計)		1		2		3	
		差額		配偶者 A		子 B		子 C	
分割財産の価額 ①	80,000,000			20,000,000	60,000,000				0
未分割割合であん分した額									
未分割財産の価額 ②	120,000,000	0		73,846,154	0	46,153,846			46,153,846
取得財産の価額 ③	200,000,000			93,846,154	60,000,000	46,153,846			46,153,846
細目別 (第 15 表) の合計額									
未分割財産の価額 ②	120,000,000	0		73,846,154	0	46,153,846			46,153,846
取得財産の価額 ③	200,000,000			93,846,154	60,000,000	46,153,846			46,153,846
細目別 (第 15 表)									
土地									
宅地									
分割財産	0			0	0	0			0
未分割	100,000,000	0		61,538,462	0	38,461,538			38,461,538
取得財産	100,000,000			61,538,462	0	38,461,538			38,461,538

▼未分割財産の計算

第 11 表合計表・第 15 表細目別財産 (1) 未分割財産の計算 (2)

各人の未分割財産の計算		(各人の合計)		1		2		3	
		差額		配偶者 A		子 B		子 C	
相続人情報	未分割割合	(1)	1.0000			1 / 2	1 / 4	1 / 4	
特別受益額	立木評価減	(2)	0			0	0	0	0
	課税価格評価減 (第 11・11 表の 2 表付表)	(3)	0			0	0	0	0
分割財産	第 11 表① - みなし財産の価額	(4)	80,000,000		20,000,000	60,000,000			0
	分割財産の調整	(5)	0			0	0	0	0
	分割財産の価額 (4) + (5)	(6)	80,000,000		20,000,000	60,000,000			0
生前贈与	第 11 表② + 第 1 表⑤	(7)	0			0	0	0	0
	生前贈与額の調整	(8)	0			0	0	0	0
	生前贈与額 (7) + (8)	(9)	0			0	0	0	0
	未分割財産価額 (第 11 表②)	(10)	120,000,000						
	未分割財産 立木評価減	(11)							
	評価減適用前 未分割財産の価額 (10) + (11)	(12)	120,000,000						
	相続分計算基準額 (2) + (3) + (6) + (9) + (12)	(13)	200,000,000						
	各人の相続分 (13) × 各人の (1)	(14)	200,000,000	0	100,000,000	50,000,000	50,000,000		
	未分割財産の分割可能額 (14) - (2) - (3) - (6) - (9)	(15)	120,000,000	0	80,000,000	-10,000,000	50,000,000		
	未分割立木評価減のあん分割 (11) × 各人の (15) / (15)	(16)	0	0	0	0	0		
	未分割財産の価額 各人の (15) - 各人の (16)	(17)	120,000,000	0	73,846,154	0	46,153,846		
	未分割財産のあん分割合 各人の (17) / (17)	(18)	1.0000000000	0.0000000000	0.6153846167	0.0000000000	0.3846153833		

細目別の各人の未分割財産を [未分割財産の計算] タブの「未分割財産のあん分割合 (18)」で算出

▼第11表 未分割財産の計算

超過特別受益者がいる場合の計算方法：具体的相続分基準（取得価額）

超過特別受益者以外の人について、「未分割財産の分割可能額(15)」を使用して各人の負担額を計算して、「未分割財産の価額(17)」を算出します。

第11表合計表・第15表細目別財産(1)		未分割財産の計算(2)		1		2		3	
各人の未分割財産の計算		(各人の合計)		配偶者 A		子 B		子 C	
		差額							
相続人情報 未分割割合	(1)	1.0000		1 / 2	1 / 4	1 / 4			
立木評価減	(2)	0		0	0	0			
課税価格評価減 (第11・11表の2表付表)	(3)	0		0	0	0			
特別受益額 分割財産	第11表① - みなし財産の価額	(4)	80,000,000	20,000,000	60,000,000	0			
	分割財産の調整	(5)	0	0	0	0			
	分割財産の価額 (4)+(5)	(6)	80,000,000	20,000,000	60,000,000	0			
生前贈与	第1表② + 第1表⑤	(7)	0	0	0	0			
	生前贈与額の調整	(8)	0	0	0	0			
	生前贈与額 (7)+(8)	(9)	0	0	0	0			
未分割財産価額 (第11表②)	(10)	120,000,000							
未分割財産 立木評価減	(11)	0							
評価減適用前 未分割財産の価額 (10)+(11)	(12)	120,000,000							
相続分計算基準額 (2)+(3)+(6)+(9)+(12)	(13)	200,000,000							
各人の相続分 (13)×各人の(1)	(14)	200,000,000	0	100,000,000	50,000,000	50,000,000			
未分割財産の分割可能額 (14)-(2)-(3)-(6)-(9)	(15)	120,000,000	0	80,000,000	-10,000,000	50,000,000			
未分割立木評価減のあん分額 (11)×各人の(15)/(15)	(16)	0	0	0	0	0			
未分割財産の価額 各人の(15)-各人の(16)	(17)	120,000,000	0	78,846,154	0	46,153,846			
未分割財産のあん分割合 各人の(17)/(17)	(18)	1.0000000000	0.0000000000	0.6153846167	0.0000000000	0.3846153833			

「超過特別受益者」とは「未分割財産の分割可能額(15)」がマイナスの人

超過特別受益者がいる場合の計算方法：本来的相続分基準（相続割合）

超過特別受益者以外の人について、「相続人情報 未分割割合(1)」（相続割合）を使用して各人の負担額を計算して、「未分割財産の価額(17)」を算出します。

第11表合計表・第15表細目別財産(1)		未分割財産の計算(2)		1		2		3	
各人の未分割財産の計算		(各人の合計)		配偶者 A		子 B		子 C	
		差額							
相続人情報 未分割割合	(1)	1.0000		1 / 2	1 / 4	1 / 4			
立木評価減	(2)	0		0	0	0			
課税価格評価減 (第11・11表の2表付表)	(3)	0		0	0	0			
特別受益額 分割財産	第11表① - みなし財産の価額	(4)	80,000,000	20,000,000	60,000,000	0			
	分割財産の調整	(5)	0	0	0	0			
	分割財産の価額 (4)+(5)	(6)	80,000,000	20,000,000	60,000,000	0			
生前贈与	第1表② + 第1表⑤	(7)	0	0	0	0			
	生前贈与額の調整	(8)	0	0	0	0			
	生前贈与額 (7)+(8)	(9)	0	0	0	0			
未分割財産価額 (第11表②)	(10)	120,000,000							
未分割財産 立木評価減	(11)	0							
評価減適用前 未分割財産の価額 (10)+(11)	(12)	120,000,000							
相続分計算基準額 (2)+(3)+(6)+(9)+(12)	(13)	200,000,000							
各人の相続分 (13)×各人の(1)	(14)	200,000,000	0	100,000,000	50,000,000	50,000,000			
未分割財産の分割可能額 (14)-(2)-(3)-(6)-(9)	(15)	120,000,000	0	80,000,000	-10,000,000	50,000,000			
未分割立木評価減のあん分額 (11)×各人の(15)/(15)	(16)	0	0	0	0	0			
未分割財産の価額 各人の(15)-各人の(16)	(17)	120,000,000	0	78,333,333	0	46,666,667			
未分割財産のあん分割合 各人の(17)/(17)	(18)	1.0000000000	0.0000000000	0.6111111083	0.0000000000	0.3888888917			

「超過特別受益者」とは「未分割財産の分割可能額(15)」がマイナスの人



## 5-2. 取引相場のない株式の評価 株式数の小数点以下の非表示の対応（財産評価）

取引相場のない株式の評価の「概要」タブに、「株式数の小数点以下：入力する／入力しない」を選択できるように対応します。

「入力しない」を選択した場合は、第1表「概要」タブ、「株主及び評価方式の判定」タブの株式数は、小数点以下が表示されなくなります。

### ▼第1表 株式数の小数点以下：入力する

概要(1)	株主及び評価方式の判定(2)	少数株式所有者の評価方式の判定(3)	会社の規模の判定(4)	参考事項(5)
概要	(電話番号 03 - 3456 - 0000 )			整理番号 10123456
会社名	サンプル株式会社		本店の所在地	東京都品川区〇〇
代表者氏名	サンプル 一郎			6-8-9
課税時期 ※	平成28年 9月18日		事業内容	取扱品目及び製造 卸売、小売等の区分
直前期	自 平成27年 4月 1日 ~ 平成28年 3月31日 至			業種目 番号
特定評価会社	<input type="radio"/> 開業前 <input type="radio"/> 休業中 <input type="radio"/> 清算中 <input checked="" type="radio"/> その他			取引金額 構成比 %
				紳士服卸売業 72 100.0
				0.0
				0.0
				0.0
直前期末の資本金等の額	外 0 千円 内 40,085 千円		業種	<input checked="" type="radio"/> 卸売 <input type="radio"/> 医療法人 <input type="radio"/> 小売・サービス <input type="radio"/> その他
直前期末の発行済株式数	外 0.0000 株 内 0.0000 株		銘柄	サンプル株式会社
直前期末の自己株式数	外 0.0000 株 内 0.0000 株		株式の種類	
課税時期現在の発行済株式数	200,000.0000 株		印刷	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
課税時期現在の自己株式数	0.0000 株		株式数の小数点以下	<input checked="" type="radio"/> 入力する <input type="radio"/> 入力しない
課税時期現在の議決権総数	200,000 株			
申告書連動株数合計	42,000.0000 株			

### ▼第1表 株式数の小数点以下：入力しない

概要(1)	株主及び評価方式の判定(2)	少数株式所有者の評価方式の判定(3)	会社の規模の判定(4)	参考事項(5)
概要	(電話番号 03 - 3456 - 0000 )			整理番号 10123456
会社名	サンプル株式会社		本店の所在地	東京都品川区〇〇
代表者氏名	サンプル 一郎			6-8-9
課税時期 ※	平成28年 9月18日		事業内容	取扱品目及び製造 卸売、小売等の区分
直前期	自 平成27年 4月 1日 ~ 平成28年 3月31日 至			業種目 番号
特定評価会社	<input type="radio"/> 開業前 <input type="radio"/> 休業中 <input type="radio"/> 清算中 <input checked="" type="radio"/> その他			取引金額 構成比 %
				紳士服卸売業 72 100.0
				0.0
				0.0
				0.0
直前期末の資本金等の額	外 0 千円 内 40,085 千円		業種	<input checked="" type="radio"/> 卸売 <input type="radio"/> 医療法人 <input type="radio"/> 小売・サービス <input type="radio"/> その他
直前期末の発行済株式数	外 0 株 内 0 株		銘柄	サンプル株式会社
直前期末の自己株式数	外 0 株 内 0 株		株式の種類	
課税時期現在の発行済株式数	200,000 株		印刷	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
課税時期現在の自己株式数	0 株		株式数の小数点以下	<input type="radio"/> 入力する <input checked="" type="radio"/> 入力しない
課税時期現在の議決権総数	200,000 株			
申告書連動株数合計	42,000 株			

「株式数の小数点以下：入力しない」を選択すると、小数点以下の値は削除されます。

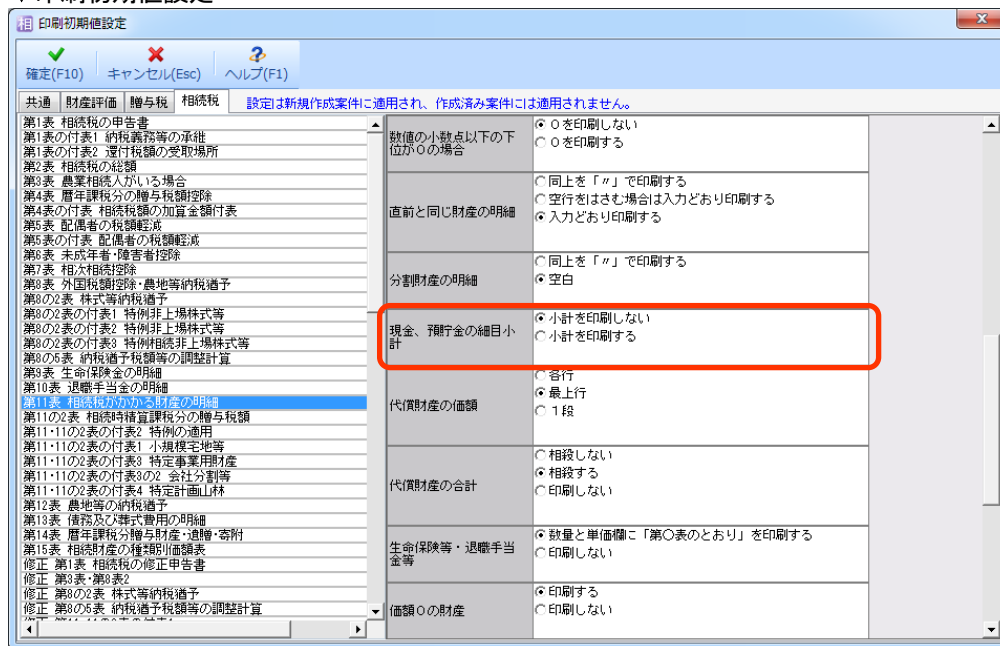
### 5-3. 第11表 現金、預貯金の細目小計の出力対応（相続税）

第11表で、現金預貯金等の「細目」は、記載を省略できるため、小計を印刷していませんでしたが、細目に「現金」、「預貯金」などと入力されていた場合は、選択により文字列の異なるごとに小計を印刷するように対応します。

#### ■印刷初期値設定／案件基本情報 印刷設定の追加

[印刷初期値設定]、[案件基本情報]の[印刷設定]の[相続税]タブに、第11表「現金、預貯金の細目小計：小計を印刷しない／小計を印刷する」の選択を追加します。

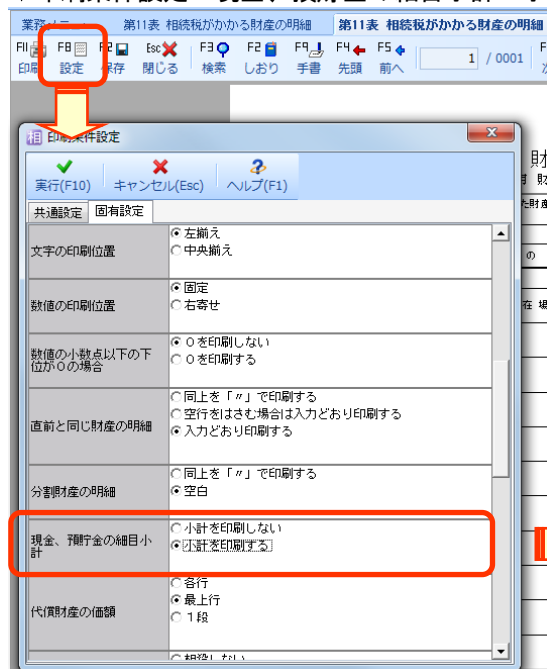
#### ▼印刷初期値設定



#### ■第11表 プレビュー 印刷条件設定の追加

第11表の[プレビュー] → [設定] → [固有設定]に、「現金、預貯金の細目小計：小計を印刷しない／小計を印刷する」の選択を追加します。

#### ▼印刷条件設定「現金、預貯金の細目小計：小計を印刷する」



#### ▼第11表プレビュー

種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等
現金預貯金等	現金		
▼	▼		
	(小計)		
▼	預貯金	定期預金	Y銀行
▼	▼	▼	Z銀行
	(小計)		
{(財)}			

#### 5-4. 種類別財産一覧表 財産合計、債務等合計の印刷対応

次の管理帳票の印刷で、「財産合計」と「債務等合計」の行に分けて印刷するように変更します。

- ・連動財産一覧表
- ・種類別財産一覧表（相続税）
- ・取得者別財産一覧表

## 6. バージョンアップ後の確認事項

### 6-1. 旧バージョンデータ読込処理の実行

平成 27 年版（Ver.15）で作成した平成 28 年用のデータを、平成 28 年版（Ver.16.1）で継続使用する場合は、旧バージョンデータ読込を実行します。旧バージョンデータ読込を実行しても、平成 27 年版のデータはそのまま残ります。

- ・ [保守] タブ → [旧バージョンデータ読込]
- ・ [ファイル] → [旧バージョンデータ読込]

読込後のデータは、次の設定を見直してください。

#### ■案件基本情報 処理設定 未分割財産の計算方法の見直し

[案件基本情報] → [処理設定] → 「未分割財産がある場合の計算方法」は、「分割財産を考慮しない（積上げ方式）」が選択されています。

「分割財産を考慮する（穴埋め方式）」を選択する場合は変更します。

#### ■取引相場のない株式の評価 第 1 表 株式数の小数点以下の見直し

[取引相場のない株式の評価] → [概要] → [株式数の小数点以下] で「入力する」が選択されています。必要に応じて「入力しない」を選択します。

※「入力しない」を選択すると小数点以下の値は削除されます。

#### ■第 4 表、第 4 表の 2 入力データの見直し

平成 27 年版で第 4 表、第 4 表の付表にデータ入力されていた場合は、第 4 表、第 4 表の 2 を見直してください。

## 7. フォルダ構成

### ■データベース

¥  
└ R4\_RDB ..... データベース格納フォルダー  
    └ sozoku\_4..... 相続税 R4 Ver.16 データフォルダー

### ■プログラム

¥  
└ Program Files (64bitOS は Program Files(x86))  
    └ Epson  
        └ R4  
            └ sozoku\_4..... 相続税 R4 Ver.16 プログラム格納フォルダー

以上、よろしくお願ひします。